

防 研 企 第 7 7 3 号
令和元年12月20日
改正防 研 企 第 4 3 8 号
令和2年 4月23日
改正防研企第1154号
令和2年12月18日

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

防衛研究所科学研究費補助金導入検討チームの設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので、通達する。

添付書類：別紙

防衛研究所科学研究費補助金導入検討チーム設置要綱

(設置)

第1 防衛研究所における科学研究費補助金の導入に向けた施策について検討するため、防衛研究所に防衛研究所科学研究費補助金導入検討チーム（以下「検討チーム」という。）を置く。

(組織)

第2 検討チームの構成は、次のとおりとする。

(1) 検討チーム長 研究幹事

(2) 検討副チーム長 企画部長、政策研究部長、戦史研究センター長、特別研究官（政策シミュレーション担当）

(3) 検討チーム員 （総括）企画部企画調整課長

企画部総務課 課長補佐（人事）、会計室室長補佐

企画部企画調整課 研究調整官、研究資料調査官、交流計画班長、
河村事務官、松原事務官、長谷川教官

政策研究部 福島グローバル安全保障研究室主任研究官

理論研究部 富川社会・経済研究室主任研究官

地域研究部 山口中国研究室主任研究官

戦史研究センター 千々和安全保障政策史研究室主任研究官

2 検討チーム長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を検討チームの会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第3 検討チーム長は、検討チームの事務を総理する。

2 検討副チーム長は、検討チーム長を助け、検討チーム長が不在の場合、その職務を代行する。

3 検討チーム長は、必要があると認めるときは、関係部署に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 関係部署は、前項の求めがあった場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

第4 検討チームの庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(委任規定)

第5 この要綱に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は検討チーム長が定める。